

## 2.8 その他の状況

### 1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年5月31日法律第104号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月31日法律第100号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和3年版国土交通白書」(国土交通省ホームページ)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、並びに建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」の策定により、2024年度達成基準値を設定し、各種施策の取り組み等建設リサイクルの推進を図っています。

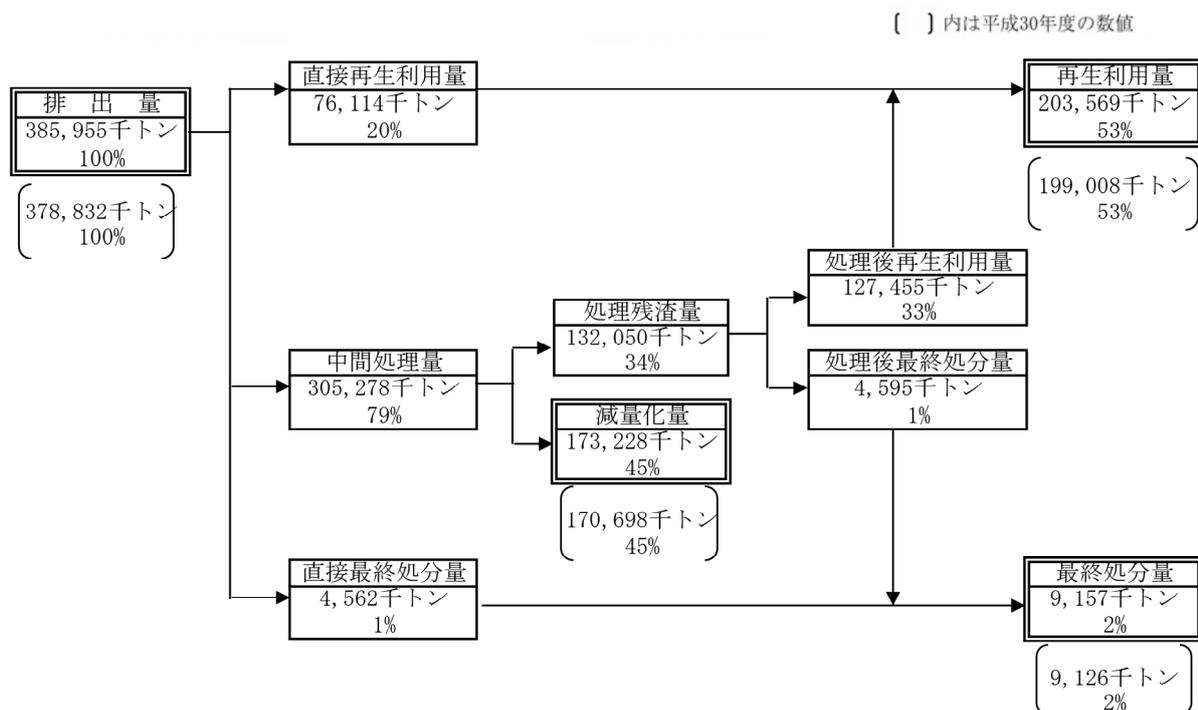
愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号)を定めています。

同じく岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」(平成7年3月23日岐阜県条例第9号)第15条、第20条及び第21条の規定に基づき、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」及び「自己完結」の五原則を基本とした廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討(産業廃棄物アセスメント)の実施等を盛り込んだ「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」(平成11年3月16日岐阜県条例第10号)を定めています。

## 2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度実績）について」（令和4年2月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）における全国の令和元年度産業廃棄物の処理状況は、図4-2-18に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は53%、最終処分量が占める割合は2%となっています。



出典：産業廃棄物排出及び処理状況等（令和元年度実績）について（令和4年2月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

図4-2-18 全国産業廃棄物の処理フロー（令和元年度実績）

また、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県・岐阜県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表4-2-42に、建設発生土の再利用の状況は表4-2-43に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は82%程度となっています。

表4-2-42 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

県	廃棄物分類	発生量 (千 t)	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
愛知県	アスファルト・ コンクリート塊	1170.1	1166.3	1166.1	0.0	0.1	100.0
	コンクリート塊	529.2	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
	建設発生木材	99.4	76.0	71.1	3.9	1.0	98.7
	建設汚泥	270.6	270.5	203.1	66.0	1.4	99.5
	建設混合廃棄物	22.1	22.1	16.7	1.3	4.0	81.8
	その他	13.3	13.3	11.0	1.1	1.2	91.1
	建設廃棄物計	2036.1	2007.0	1926.9	72.3	7.9	99.6
岐阜県	アスファルト・ コンクリート塊	276.2	275.4	274.8	0.0	0.6	99.8
	コンクリート塊	227.5	225.2	224.8	0.0	0.5	99.8
	建設発生木材	45.9	45.6	41.9	3.1	0.5	98.8
	建設汚泥	19.5	19.4	15.2	4.2	0.0	99.8
	建設混合廃棄物	8.0	8.0	3.7	0.1	4.2	47.8
	その他	4.9	4.9	3.8	0.6	0.5	90.1
	建設廃棄物計	562.7	559.5	545.3	8.0	6.2	98.9

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示している。

出典：平成30年度建設副産物実態調査結果（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表4-2-43 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m <sup>3</sup> )	その他 (千 m <sup>3</sup> )	場外搬出量 (千 m <sup>3</sup> )	現場内利用量 (千 m <sup>3</sup> )	有効利用率 (%)
愛知県	2402.7	1224.7	3627.3	3389.1	82.6
岐阜県	1971.2	900.1	2871.3	2187.4	82.2

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

出典：平成30年度建設副産物実態調査結果（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

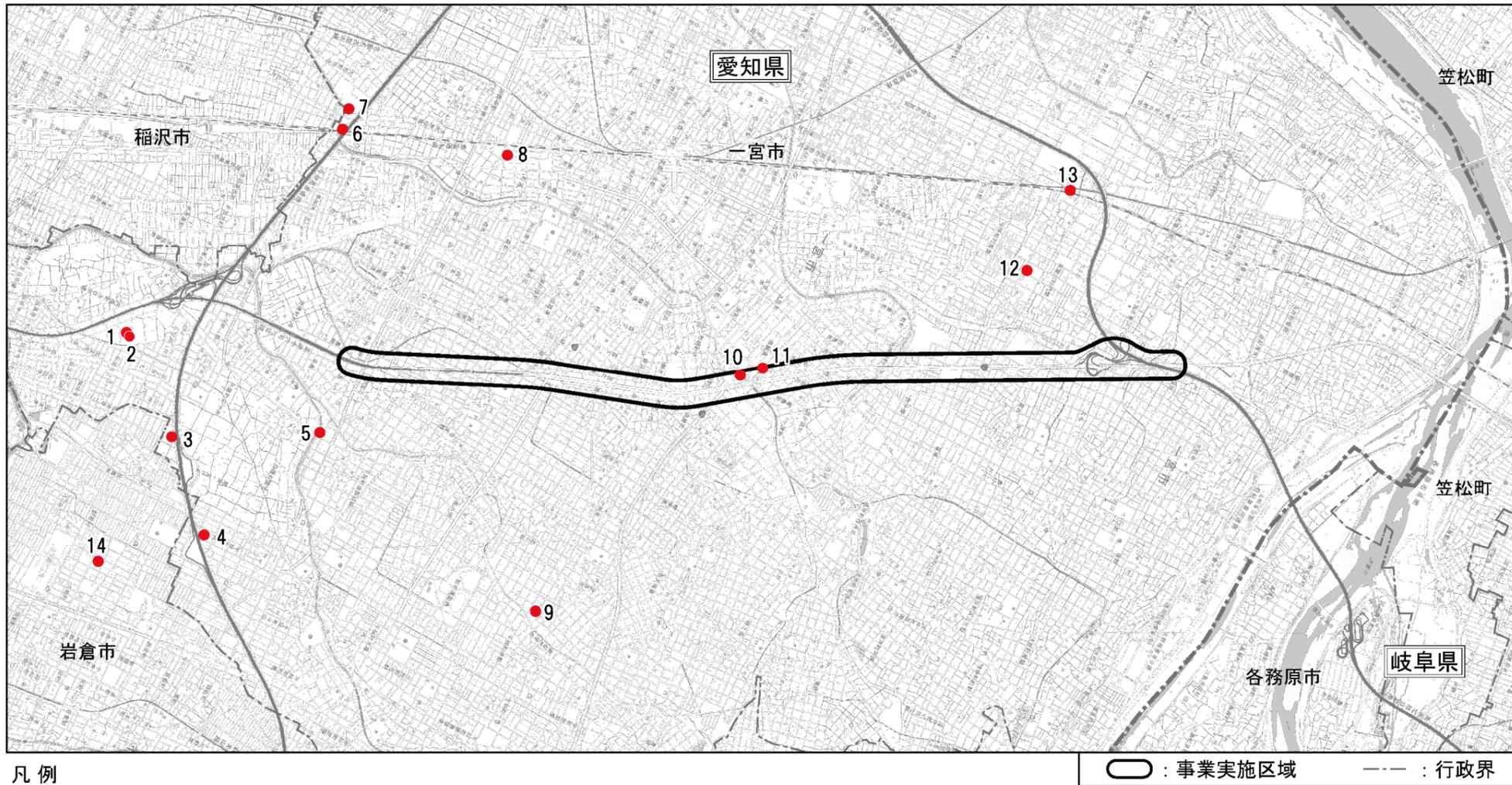
### 3) 廃棄物処理施設の立地状況

調査区域における産業廃棄物処理施設は、表 4-2-44 に、位置図は図 4-2-19 に示すとおりです。中間処理施設が 14 件分布しており、最終処分施設はありません。事業実施区域においては中間処理施設が 2 件分布しています。

表 4-2-44 産業廃棄物処理施設

No	市	施設名	住所	品目	処理方法
1	一宮市	サンユー工業株式会社	丹陽町九日市場字中田 98 番 1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	選別
2		サンユー工業株式会社	丹陽町九日市場字中田 97 番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等	破砕
3		株式会社尾張紙業	丹陽町三ツ井字東広 2013 番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	選別/破砕
4		株式会社栗本	千秋町塩尻字流 19 番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	圧縮
5		サーライン株式会社	千秋町浅野羽根字西南出 57 番 1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	選別/圧縮
6		福田三商株式会社	大和町妙興寺字二反割 15 番 4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	圧縮
7		社会福祉法人コスモス福祉会	大和町氏永字仲林 140 番 1	廃プラスチック類	減容固化
8		社会福祉法人コスモス福祉会	大和町宮地花池字中道 5 番 2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	破砕・選別/破砕/圧縮/選別
9		五曠建設株式会社	千秋町浮野字下向得 25 番 3	汚泥	造粒固化
10		株式会社ディーアイディー	常願通六丁目 10 番 3	廃プラスチック類	減容固化
11		株式会社ディーアイディー	常願通五丁目 19 番 1	廃プラスチック類	圧縮
12		サン・アール株式会社	木曾川町門間字東島海 31 番 2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、ガラスくず等、がれき類	選別
13		木曾川環境クリーン株式会社	今伊勢町馬寄字トシヨ池 51 番 3	廃プラスチック類	破砕/破砕・減容固化/破砕・洗浄
14	岩倉市	株式会社サワヤ	大地町五反田 4 番 2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	蛍光管の破砕/脱水銀化/破砕

出典：産業廃棄物処理業者一覧表（愛知県ホームページ）  
 処分事業者一覧（一宮市ホームページ）



凡例

記号	項目
●	産業廃棄物処分業施設

出典：マップあいち 産業廃棄物処理業者等情報「見える化」マップ（愛知県ホームページ）  
 処分業事業者一覧（一宮市ホームページ）

図 4-2-19 産業廃棄物処理施設位置図

#### 4) 温室効果ガス等の状況

愛知県及び岐阜県の温室効果ガス排出量は、表 4-2-45(1)～(2)に示すとおりです。

愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(2018年2月、愛知県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で26%削減する目標を設定しています。

岐阜県では「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」(令和3年3月、岐阜県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で33%削減する中期目標を設定しています。

表 4-2-45(1) 温室効果ガス排出量の状況(愛知県)

種類等		令和元(2019)年度 排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 (%)
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業	37,628	40,153	-6.3
	業務	9,144	12,072	-24.3
	家庭	6,577	8,584	-23.4
	運輸	13,344	13,327	+0.1
	エネルギー転換	2,183	2,435	-10.3
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		2,306	2,225	+3.6
二酸化炭素総排出量		71,183	78,796	-9.7
メタン		430	450	-4.5
一酸化二窒素		871	978	-11.0
代替フロン 等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類	3,040	1,959	+55.1
	パーフルオロカーボン類	59	81	-27.4
	六ふっ化硫黄	87	65	+32.8
	三ふっ化窒素	11	53	-79.2
温室効果ガス総排出量		75,679	82,384	-8.1

注) 基準年度は平成25年度(2013年度)を示す。

出典:「2019年度の愛知県内の温室効果ガス排出量について」(令和4年3月、愛知県ホームページ)

表 4-2-45(2) 温室効果ガス排出量の状況(岐阜県)

種類等		平成30年度排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 (%)
CO <sub>2</sub>	産業	499	577	-13.5
	業務その他	259	364	-28.8
	家庭	259	322	-19.7
	運輸	322	344	-6.2
	工業プロセス	110	105	+4.6
	廃棄物	1	63	-50.8
その他ガス		10	101	+8.2
温室効果ガス総排出量		1,591	1,878	-15.3

注1) 基準年度比は平成25年度(2013年度)を示す。

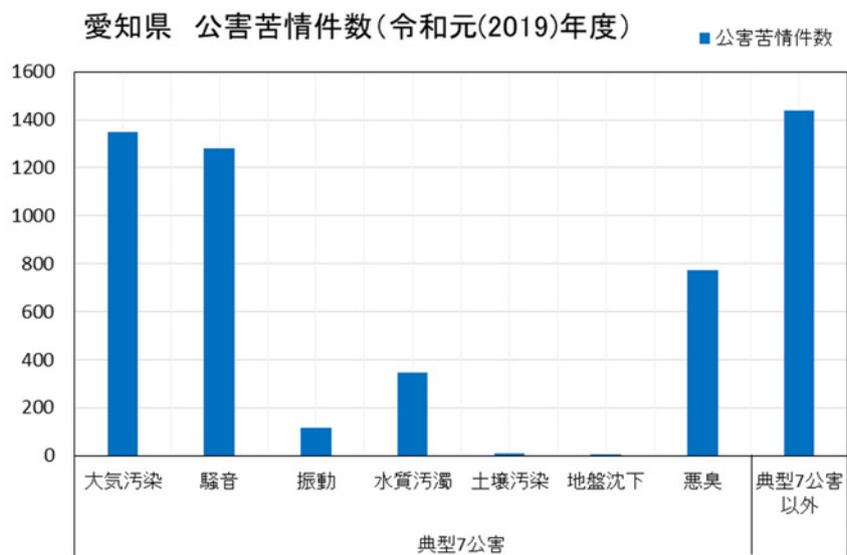
注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない。

出典:「2018年度(平成30年度)岐阜県温室効果ガス排出量(速報値)」(令和3年7月、岐阜県ホームページ)

## 5) 公害苦情の状況

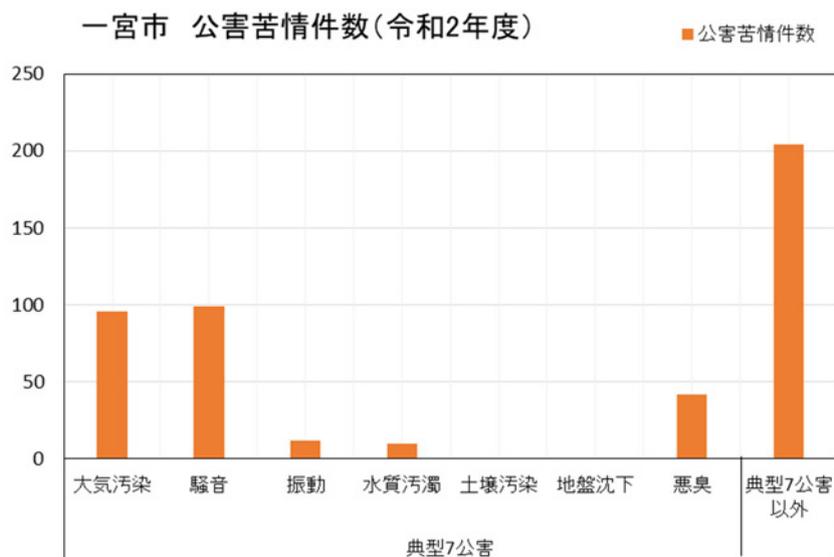
愛知県における公害苦情件数の状況は図 4-2-20 に、一宮市における公害苦情件数の状況は図 4-2-21 に示すとおりです。

典型 7 公害の中では、大気汚染及び騒音が多く、次いで悪臭となっています。



出典：グラフでみるあいち（愛知県ホームページ）

図 4-2-20 愛知県における公害苦情件数の状況（令和元（平成 31）年度）



出典：令和 3 年版 いちのみやの環境（令和 3 年 12 月、一宮市）

図 4-2-21 一宮市における公害苦情件数の状況（令和 2 年度）